契 約 一 覧 表(随意契約)

平成27年12月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	(H27年度額) 円	契約方式	しゅん工又は納入期限	施工又は 納入場所	相手方住所氏名	備考
本部借上宿舎賃貸借契約	H27.12.1	1,581,480	291,480	随意	H27.12.1~ H29.11.30	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
本部借上宿舎賃貸借契約	H27.12.1	1,397,160	257,160	随意	H27.12.1~ H29.11.30	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
本部借上宿舎賃貸借契約	H27.12.1	1,592,940	292,940	随意	H27.12.1~ H29.11.30	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サン シャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.12.1	1,578,860	338,860	随意	H27.12.1~ H29.11.30	-	東京都新宿区西新宿1-22-2 旭化成不動産レジデンス株式会社	
千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契 約	H27.12.28	1,414,138	208,738	随意	H28.1.1~ H29.12.31	-	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	
静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.12.18	1,546,200	286,200	随意	H28.1.1~ H29.12.31	-	個人名のため公表しない	
島根地方事務所借上宿舎賃貸借契 約	H27.12.10	1,544,000	344,000	随意	H27.12.10~ H29.12.31	-	個人名のため公表しない	
沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契 約	H28.12.28	1,273,760	244,760	随意	H28.1.1~ H29.12.31	-	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	
大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契 約	H27.12.25	1,721,031	209,031	随意	H28.1.4~ H30.1.3	-	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
Internet Explorerバージョンアップ関連役務一式業務委託	H27.12.18	3,999,996	3,999,996	随意	H27.12.18~ H28.2.29	日本司法支援センターが指定する場所	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
平成27事業年度日本司法支援セン ター会計監査業務契約	H27.11.16	17,280,000	17,280,000	随意	H27.04.01~ H28.06.30	日本司法支援センターが指定する場所	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人	入札(総合評価落 札方式)を実施し、 第3期中期目標期 間における候補者 名簿を作成した。
슴 計		34,929,565	23,753,165					

- ○会計規程 (契約の方法) 第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。 2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。 (入札の原則)
- で16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。 (指名競争)
- 第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指 名競争に付する。
 - (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がない とき。 (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。 (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。
 (随意契約)
 第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。
 (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
 (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

- ○契約事務取扱細則 (随意契約によることができる場合) 第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の 各号に掲げる場合とする。 (1)~(6)省略 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号 に掲げる場合とする。 (1) 外国で契約をする場合 (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合 (3) 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がない場合 (4) 落札者が契約を結ばない場合

契約 一覧表(随意契約)

(随意契約の公表) 第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契 約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。 (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造 (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ (4) 予定価格が100万円を超える役務 (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの